

通知の補足について

再度入札について

再度入札において落札者がいない場合は、入札を取止めることを原則とする。

低入札価格調査制度について

調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行が可能か調査を行う。また、失格判断基準を下回った場合は失格となる。

対象工事：一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が5,000万円以上の工事

及び 総合評価落札方式対象工事

土木系工事：土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、ほ装、塗装、造園工事等

調査基準価格：	
(A)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

失格判断基準：	
(B)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

営繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格：	
(C)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

失格判断基準：	
(D)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \times 0.8 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

営繕工事以外の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格 :

(E)

機器費 × 0.907	}	合計額 (千円未満切り上げ)
直接工事費 × 0.97		
共通仮設費 × 0.9		
現場管理費 × 0.9		
一般管理費 × 0.68		
		× 1.10

失格判断基準 :

(F)

機器費 × 0.82	}	合計額 (千円未満切り上げ)
直接工事費 × 0.97		
共通仮設費 × 0.9		
現場管理費 × 0.9		
一般管理費 × 0.2		
		× 1.10

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

上記以外の工事

調査基準価格 :

(G)

直接工事費 × 0.9 × 0.97	}	合計額 (千円未満切り上げ)
共通仮設費 × 0.9		
(直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9		
一般管理費 × 0.68		
		× 1.10

失格判断基準 :

(H)

直接工事費 × 0.9 × 0.97	}	合計額 (千円未満切り上げ)
共通仮設費 × 0.9		
(直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9 × 0.8		
一般管理費 × 0.2		
		× 1.10

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

低入札調査を行なった場合の措置

- ・ 工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求める。
- ・ 現場代理人の兼任を認めない。
- ・ 主任技術者及び監理技術者とは別に、同等の資格を持つ技術者を、専任で1名追加の配置を求める。

最低制限価格制度について

最低制限価格を下回った場合は失格となる。

対象工事： 予定価格が500万円以上5,000万円未満の競争入札（総合評価落札方式を除く）工事

最低制限価格：土木系工事については、(A)と同様の計算式で得た額とする。

営繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(D)と同様の計算式で得た額とする。

営繕工事以外の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(F)と同様の計算式で得た額とする。

上記以外の工事については、(G)と同様の計算式で得た額とする。